

真田信繁の

書状を読む

丸島和洋

大河ドラマ『真田丸』  
時代考証担当者と辿る、

真田信繁、  
波乱の生涯！

新知見多数！書状＝「一次史料」から浮かび上がる、その素顔とは？



真田信繁の書状を読む

丸島和洋

星海社

95



SEIKAISHA  
SHINSHO



真田信繁は、一般に「真田幸村」の名で知られる。幼名は弁丸、元服して源次郎信繁を名乗り、豊臣政権下で従五位下左衛門佐に叙せられた。関ヶ原の戦いでいわゆる「西軍」についたため、父昌幸とともに高野山に配流され、その地で出家号好白を称している。

祖父である幸綱（一般にいう幸隆）の代に、武田信玄に仕え、智略で武田氏の勢力拡大に貢献した。父真田昌幸も、上田城で二度も徳川勢を撃退した智将である。兄の信之（信幸）は実父昌幸と袂をわかつて関ヶ原で徳川方（「東軍」）につき、九三歳の長命を保って松代藩一〇万石の礎を築いた。

昌幸の次男である信繁は、大坂冬の陣では「真田丸」という出城で徳川勢を撃退し、夏の陣では家康本陣を急襲して、旗本を蹴散らした。その働きぶりは、夏の陣直後から、「真田日本一の兵」と絶賛されている。このためか、徳川幕府に敵対した人物でありながら、江戸時代から非常に高い人気を博している。近代に入っても、「立川文庫」において「真田

十勇士」という忍者集団を率いた「戦国最後の英雄」として描かれ、広く親しまれてきた。しかし大坂の陣以前の生涯は、ほとんど謎に包まれている。つまり信繁の人物像は、大坂に入城した慶長けいちょう一九年（一六一四）一〇月から、夏の陣で討死を遂げる慶長二〇年五月七日までの、生涯最後の八ヶ月間の活躍で形成されたものといつてよい。

筆者は、平成二八年度NHK大河ドラマ『真田丸』の時代考証を担当している。考証作業を進める中で、多くの事実が「掘り起こされないまま眠っている」ことに気がつかされた。その一部、たとえば信繁が秀吉馬廻うまわりであったことなどは、ドラマにも反映していたが、新発見であるために「創作ではないか」という疑問も寄せられたと聞く。時代考証の立場からすれば、一般の方々への解説不足を思い知らされた次第である。

新発見の多くは、信繁が出したり、受け取ったりした文書もんじょの再検討により、明らかにされたものである。日本史学研究においては、「古文書」の検討がその根幹をなす。

そこで本書では、信繁が出した文書全一七点をすべてお示しし、そこから読み取れる信繁の足跡を、検討していくこととしたい。信繁が受け取った文書についても、一部を除き全文を検討する。また、書状中で信繁の動静がわかる文書も、参考として取り上げる。これだけ並べると、残された史料は思ったよりも多いというのが実感である。

これらの文書からは、信繁の立場・役割だけでなく、人物像の一端までも読み取ることができるよう思う。お読みいただくなかで、古文書から史実を再構成するという歴史学の醍醐味についても、関心を抱いていただければ幸いである。

平成二八年八月一八日  
丸島和洋まるしまかずひろ

目次

はじめに 3

第一章 史料を読むということ 15

古文書とは何か 16

一次史料と二次史料——「史料批判」という作業—— 17

日本中世史における史料の特徴 21

古文書調査事業の展開 23

近代日本の修史事業 25

花押かおうと印判いんぱん 26

古文書の年次比定 29

## 第二章 少年期の書状

49

元服前の信繁が出した平仮名書きの書状 51

木曾に人質として行った理由 54

あどけない印象を受ける書状 57

屋代領三分の一の領主 61

弁丸判物の特徴 64

古文書は誰が書いたか 31

信繁は「幸村」と名乗ったのか 32

古文書の形 35

古文書に使われた紙 39

古文書の伝来 41

信繁文書の時期区分 43

第三章 秀吉馬廻時代の書状 81

信繁は何年生まれなのか 67

第一次上田合戦と上杉氏の援軍 69

「御幼若之方」とは誰か 72

信繁は本当に昌幸の次男か 77

原本が新発見された文書 83

「信繁」署名の初見文書と小田原合戦参陣 85

「名字」を与えるとは 88

礼紙のついた折紙 91

馬廻への抜擢 95

左衛門さへもんのすけ 佐任官 97

伏見城普請役の賦課 105

信繁の知行高 106

豊臣政権奉行人に組み込む真田氏の姻戚関係 107

冒頭の「已上」の意味 113

信繁知行地経営の実態(1) 115

信繁の知行地はどこにあったか 123

信繁知行地経営の実態(2) 126

独立していた信繁の屋敷 134

秀吉死後の信繁と奉行衆 135

石田三成の挙兵と「西軍」からの書状 142

「犬伏の別れ」と妻子の保護 145

コラム 関ヶ原合戦と真田氏 150

第四章 九度山配流期の書状

165

九度山への配流 169

年次比定と信繁の入道 172

信之との永遠の別れ 174

信繁代筆とされる昌幸の書状 179

窮乏生活の原因 181

昌幸死去による家臣の帰国と屋敷の焼失 186

国許からの合力金と借金生活 189

昌幸・信繁のための代官所 191

合力金の実態 191

花押の形状を考える 195

蓮華定院住職との交流 196

焼酎を求めて 200

誰に送った書状なのか 201

信之処遇への安堵 207

「老いの学問」 208

いつ出された文書なのか 215

齒も抜け、髭も黒きはあまり無く 217

連歌会興行の望み 221

信之から出された指示の意味 222

宛先と伝来 225

## 第五章 大坂の陣時代の書状 227

徳川からの寝返り工作 236

大坂冬の陣の終結 239

懐かしい人々との再会 244

愛娘の行く末を案じる 247

秀頼からの寵愛と信繁の立ち位置	252
韜晦した心境	256
最後の花押型	256
道明寺の戦いと木片の感状	258
信繁の絶筆	260
木片感状の裏づけ	262
最後に得られた信頼	267
最終決戦の開始	269
幻の秀頼出馬	270
信繁最後の突撃	271
信繁の最期を伝える回想録	273
英雄譚の影で	274

主要参考文献

281



第一章 史料を読むということ



## 古文書とは何か

はじめにでも述べたように、本書では、さなだのぶしげ真田信繁が出した書状（手紙）や命令書を取り上げ、そこから読み取ることが出来る事柄について解説していく。

書状や命令書のように、ある人物・組織（発給者）が、特定の対象（受給者）に対し、みずからの意思を伝えるために出した文献史料のことを、日本史学では「古文書」と呼んでいる。本来は「文書」であるが、当初の目的を果たし終えたから「古文書」としている。もともと、戦国時代の古文書が裁判で証拠として提出され、認められる事例は現代でもあるから、この定義は曖昧かもしれない。

身近な例をあげれば、たとえばコンビニで貰ったレシートは、コンビニが顧客に対して出した領収書なのだから、立派な「文書」といえる。決算が完了して定められた保存年限が過ぎ、領収書として活用される意味を失えば、「古文書」になるといふ形である。

何をもって古文書とみなすかは意外と難しいが、紙に書かれている必要はない。当初は布や木片・竹片に文字が記されたからである。古代史の分野では、木片に命令・指示を書き記した「木簡もっかん」という史料が研究を大きく前進させた。

また、書状・命令書形式でなければならぬというわけでもない。帳簿のようなもの

古文書の一種と捉えるべきだろう。たとえば検地帳は、検地結果を大名に報告するものと考えれば、検地役人が作成主体で、大名が受給者ということになる。ただしこの場合は、大名に進上された段階ではまだ役割を終えていない。検地帳に求められるのは、その後の照合帳簿という機能だからである。したがって、古文書の定義に、「伝達」だけでなく「照合」を加えるべきだという議論は古くからある。

古文書は、同時代人が書き綴った日記を中心とした「古記録」とともに、日本史研究においてもつとも基礎となる研究材料である。なお、日記も、現在とは異なり、最初から第三者が読むことを想定している。前近代、特に公家社会の人々が日記を記した理由は、朝廷における儀式の作法などを子孫に伝えるためだからだ。

### 一次史料と二次史料——「史料批判」という作業——

古文書と古記録が日本史研究における基礎史料であると述べた。これは古文書・古記録が「一次史料」と評価できるためである。この「一次史料」という存在が、近代に確立した日本史学の柱である。

もつとも、日本史学は何も明治維新後に始まったわけではない。江戸時代までも多く

の学者が研究成果を著している。しかし近代史学とは、決定的に違う点がある。それは「史料批判」という概念が導入されているか否かに尽きる。

史料批判とは、自分が扱っている史料がどのような立場・目的で作成され、どのような特徴を有するかを厳密に検討する作業である。このような考えが、前近代になかったわけではないが、基準が明確ではなかった。

日本史学においては、当事者が直接、その目的に沿って作成した史料を「一次史料」と呼んでいる。書状や命令書を中心とする古文書は一次史料である。日記を中心とする古記録については、同時代の人間が自身の行動や見聞した話を書き留めた一次史料だが、必ずしも当事者であるわけではない点に留意が必要である。

これに対し、鎌倉幕府の正史『吾妻鏡』、江戸幕府の正史『徳川実紀』のように後になって編纂された歴史書や、『平家物語』『太平記』のような軍記物は、「二次史料」と評価される。二次史料は一次史料とは違い、編纂にあたり何らかの意図が介在する。正史であれば、その政権の支配の正当性を示すために、都合の悪い事実は伏せられている可能性がある。軍記物は、そもそも史実を伝えることを目的として書かれたわけではない。英雄譚であったり、先祖顕彰や敗者の鎮魂を目的とした文学作品という側面が大きい。歴史史料として

の価値がないわけではないが、こうした点を念頭に置く必要がある。

したがって、二次史料を扱う場合は、その史料の編纂意図を考慮し、慎重に接しなければならぬ。ただこれは一次史料も同様で、たとえば本能寺の変直後に羽柴秀吉が出した書状には、「信長様はご無事だ」という嘘が記されている。秀吉は、信長が生き延びたという嘘を宣伝することで、織田家臣団の動揺を鎮め、自分に味方して謀叛人明智光秀を討つよう誘ったのである。もしこの書状しか伝わっていなければ、本能寺の変で信長は脱出できたと教科書に記されることになったかもしれない。

日記や書状においても、噂などの伝聞情報や筆者の推測が記される場合が少なくない。また、政敵や不仲な相手のことは悪く書くだろう。同じできごとでも、それについて書き記した人の立場が違えば、評価はまったく異なるものになるのである。

ようするに、どのような史料であれ、誰がどのような意図で作成したもののかを丁寧に検討しなければならない。これが史料批判である。その際、一次史料のほうがより信頼性が高いから、可能な限り一次史料をもととし、かつ複数の史料で裏付けを取って確実性を高めることが望ましい。二次史料の使用は、参考程度に留めるべきなのである。

もともと、一次史料・二次史料といっても、史料的信頼性にはかなりの差がある。たと

えば織田信長の弓衆であつた太田牛一ぎやういちが記した『信長公記しんちやうこうき（信長記）』は、日記風に書かれた信長の伝記だから、厳密にいえば一次史料ではない（「年代記」という）。しかし史料性格の検証も進んでおり、そもそも記主自身が信長の側にいた人物なのだから、日記ほどではないものの、信頼性は高いとみなされている。二次史料中に書写された古文書についても、内容を吟味すれば、学術的利用に堪えるものがあると考えられている。

また二次史料を完全に排除する姿勢も、これ自体ひとつの見識ではあるが、史料から得られる情報を取りこぼす可能性がある。『太平記』は二次史料だが、同時代（南北朝時代）の人間が編纂したものである。したがって当時流布していた「イメージ」（または『太平記』によって広げようとしたイメージ）を探ったり、『太平記』が生み出したイメージが後代の人々の「歴史認識」にどのような影響を与えたのかを探る手掛かりともなる。

史料批判における重要な作業に、偽文書ぎもんじょの判定がある。今まで当たり前のように使われてきた古文書が、偽文書であると明らかになり、通史がひっくり返った事例は存在する。しかし、偽文書だからといって、何の史料的价值がないということにはならない。たとえば近世に作られた偽文書は、それがなぜ作成されたのかを考えて扱えば、「江戸時代の史料」として大いに意味がある。偽文書を作る以上、第三者にみせることが目的だろう。で

あれば、その偽文書によってどのような社会的・経済的利益が見込めたのか、ひいてはその偽文書が有効であった社会とはどのようなものであったのかを考える貴重な史料となる。ようは活用の仕方なのだ。

### 日本中世史における史料の特徴

さて、編纂物を「二次史料」とする区分は、どうも日本史、特に古代・中世史の特徴のようにも思われる。日本における史料研究は、「古文書学」という古文書の様式・機能を検討する学問によって牽引された歴史がある。そこで取り扱われているのは、古代・中世文書が中心である。古文書学において、近世以降の文書の位置づけが不十分なのは、江戸時代に入ると村落が作成する文書が飛躍的に増え、古文書そのものの分量、形式ともに多様になるためだ。実はこれは、戦国大名文書も同様であり、古文書学の観点から戦国大名文書を位置づけた著作はほとんどない。本書で扱う真田信繁の文書も、同様ということになる。

いっぽう、たとえば中国史などでは、古文書史料の伝存状況があまりよくない。そこで、各王朝の歴史書を中心とした編纂物と、出土遺物で議論が進められている。したがって海

外史においては、「一次史料」に編纂物が含まれる場合があるようだ。

だから、ここまで述べてきた形での「一次史料」と「二次史料」の区分基準は、歴史学の中でも、日本古代・中世史のひとつの特徴といえるのかもしれないというわけだ。

それでは、なぜ日本の古代・中世史研究で、このような特徴が生じたのか。ひとつの理由は、古文書史料の伝存の良さである。日本の文書の多くは、和紙に書かれる。この和紙が、世界的にみても極めて保存性が良いのである。

私たちが日常使っている紙は、おそらく一世紀もたてばボロボロになってしまふ。実は現在博物館や公文書館こうぶんしょかんがどのように保存し、後世に伝えていくべきか頭を悩ませているのは、近代の洋紙に書かれた公文書や、新たに出現した電子記録である。後者については、ハードディスクや光ディスクなどの記録媒体が、そもそも長期保存に向かない。

ところが和紙に記された文書は、奈良時代のものですら伝存している。筆者は高野山における寺院史料の調査をライフワークにしているが、何の保存処理もなされていない戦国時代の古文書が、特に傷むこともなく蔵の中に眠っている。これは夏は暑く、冬は寒い京都所在の寺院でも変わりはない。日本の気候は湿度が高く、また寒暖差も激しいが、和紙はそれを生き延びてきたのである。

和紙にとって最大の敵は、火災である。古文書が失われた契機を調べると、戦災を含めた火事が原因であることが多い。日本は比較的内乱が少ない国だが、江戸・東京一帯だけを例にとっても、明暦の大火、関東大震災、東京大空襲など多くの災害・戦災に襲われ、そのたびに古文書が焼失している。

### 古文書調査事業の展開

このことを、前近代の人々はよく知っていた。中世の武士達は、先祖伝来の古文書について、原本（正文）そつくりの控え書（案文という）を作成し、いざという時に備えていた。そして盗難や災害によって原本を失った場合は、幕府にその旨を申し出て、作成しておいた案文を、今後は原本とみなすことを認めてもらう手続きを踏んだ。

また江戸幕府は、お膝元である武蔵・相模・駿河といった国々において古文書の調査を行い、旗本・御家人たちにも先祖伝来の古文書を提出させた。そして集めた古文書の写を作成し、原本を返却したのである。こうした地道な作業によって、特に村落宛の文書が写の形で多く残るようになった。戦国大名は、村落に直接文書を出すようになった権力だが、村落の名主たちは江戸時代の途中で没落した家が少なくない。しかしこの地域は、幕府の

調査によって名主の所蔵文書まで調査がなされたのである。

相模・武蔵は戦国大名北条氏の本国である。一般への知名度はさほど高くはないが、現在もつとも研究が進展している戦国大名こそ、北条氏なのだ。それは幕府の古文書調査事業の恩恵によるといっても過言ではない。

こうした動きは、徐々に諸大名にも広がっていった。各大名は、自家の歴史を調査して「正史」を編纂するという修史事業を進めたのである。契機はばらばらだが、他家から養子入りした藩主が主導することが多い。自分が養子であることを自覚し、先祖顕彰を行うことで、家の祭祀を受け継ぐ正統性を示そうとしたのであろう。

真田氏の場合は、松代藩八代藩主真田幸貫の命によって、修史事業が進められた。幸貫は、寛政の改革で著名な松平定信の子で、養子として真田氏に入った。その命で、重臣河原綱徳が編纂し、天保一四年（一八四三）に献上された『真田家御事蹟稿』（『先公御事蹟』）が真田氏の正史となる。戦国期から江戸初期の歴代当主と有力一門・正室が立伝されている。具体的には、『一徳斎殿御事蹟稿』（幸綱伝）、『信綱寺殿御事蹟稿』（信綱伝）、『長国寺殿御事蹟稿』（昌幸伝）、『寒松院殿御事蹟稿』（昌幸室山之手殿伝）、『大鋒院殿御事蹟稿』（信之伝）、『大蓮院殿御事蹟稿』（信之室小松殿伝）、『天桂院殿御事蹟稿』（信吉伝）、『円陽院殿御事蹟稿』（信吉伝）

蹟稿』(信政伝)、『左衛門 佐君伝記稿』(信繁伝)からなり、付伝として昌輝・信直・大助といった子弟の伝記も立てられている。正編献上後、続編が編纂されたが、途中で河原綱徳が没し、飯島勝休の手で明治時代に続編が完成している。

この『真田家御事蹟稿』が、真田氏研究の基礎史料である。なぜならば、その中に多くの家臣所蔵文書が書写されているからである。書写はかなり丁寧で、かつその時点の所蔵者が明記されているので、幕末段階の文書の所在が明らかとなる。これは現蔵者の調査をする上で、大きな手掛かりとなる貴重な情報だ。本書においても、信繁伝たる『左衛門佐君伝記稿』によってしか知り得ない信繁文書を取り上げている。

### 近代日本の修史事業

明治新政府も、日本史の「正史」編纂事業に乗り出した。日本では中国などと異なり、中央政府の編纂した正史は、古代律令国家が編纂した『六国史』(『日本書紀』など六書)で終わっており、記述年代も仁和三年(八八七)までであった。それに続く正史編纂が企図されたのである。厳密にいうと、国学者塙保己一が幕府の支援で開設した和学講談所の後を受けるものとなる。

しかし、最終的に正史そのものではなく、史料集を編纂することに落ち着いた。『大日本史料』編纂がそれである。帝国大学文科大學史料編纂掛によって史料採訪（写本の作成）が進められ、現在は東京大学史料編纂所に引き継がれている。なお、現在は写本作成ではなく撮影による採訪が主である。

これにより、戦災で失われたり、所在不明になった史料を写本の形で閲覧することが可能になっている。

### 花押と印判かおつ いんぱん

さて、信繁が生を受けた戦国時代の古文書にはどのような特徴があるのだろうか。代表格としてあげられるものが、印判状（朱印状・黒印状）である。

真田氏の主家である武田氏、そして信繁の父昌幸・兄信之のぶゆき（信幸）は印判状で領国支配を行っている。信繁については、印判状を用いておらず、すべて花押を据すえている。花押を据えた文書は、手紙であれば書状（平仮名書きであれば消息）、命令書や権利証文であれば「判物もつ」などと呼ばれる。ここでいう「判」は、印判ではなく花押を指す。

花押とは本来実名じつみょうを崩したもので、第三者が真似できないように記したサインである。

しかし中央貴族以外も花押を記すようになり使用範囲が広がると、花押だけでは本人の特定ができなくなる。そこで、実名と花押が併用されるようになり、花押の作り方も多様になっていった。

書状と判物の区別は、本文の結びの言葉である「書止文言」<sup>かきとめもんごん</sup>でなされることが多い。今でいう「敬具」にあたるものだ。書止文言が「恐々謹言」「恐惶謹言」「恐々敬白」「白」は「申す」という意味）などであれば書状、「仍如件」「状如件」であれば判物というわけである。ただ戦国大名は、権利証文にも書状形式のものを用いることがあった。

前近代社会において、文書を記す上では「書札礼」<sup>しよざつれい</sup>という作法が存在した。どのような形式で文書を書き記すかで、相手との身分差を示したのである。自分が受け取るには失礼な書式であると判断したら、書状は突き返されることもあった。このためにはお互いが書札の知識を共有する必要があるから、「書札礼書」<sup>しよざつれいしよ</sup>という形で用例集が取りまとめられるようになる。それをみると「仍如件」とは、「恐々謹言」(対等の相手)「謹言」(目下)よりもさらに低い身分の相手に文書を出す際の書止文言であるとわかる。

ようするに命令書や権利証文を出す相手は、普通目下だから、「仍如件」を使うことが一般的であったに過ぎない。だから大寺社や有力国衆(大名に従属している外様の領域権力)に命

令や証文を出す際には、敬意を示すために「恐々謹言」で結ぶことがあったのである。したがって戦国大名の出す文書は、書止文言ではなく、内容によって書状か判物かを区別すべきということになる。

印判状は、花押よりも尊大な様式であり、基本的には目下宛に用いられた。戦国大名は、領国内の村落に直接文書を出すようになった権力である。しかし村落に対して、大名が直接花押を据えた文書を出しては、威厳に関わる。それで、特に東国において、印判状が盛んに使用された。織田信長も「天下布武」<sup>てんかふぶ</sup>印判を用い、秀吉も「糸印」<sup>いとじん</sup>と呼ばれる独特の朱印を使って、天下人たる威厳を示した。

近世に向かうにつれ、村落も日常的に文書を出すようになっていく。そうなると文字が書けず、花押を持たない人も文書にサインしなければならなくなるから、村落社会でも印判が使用されるようになった。現代日本における判子文化の起源である。ただ江戸時代でも、花押を据えたほうが丁寧なことは変わりはなかった。現在も内閣の閣議決定書には、慣習的に花押が用いられている。サインよりも判子を重視する現代日本人一般の社会慣習とはねじれが生じているかもしれない。

病気などの理由で花押が書けない場合、印判を捺して花押の代用とすることがあった。

たとえば信繁の舅である大谷吉継は、眼病により花押が書けなくなり、印判を用いて書状を出している。これは失礼な行為にあたるため、一言断りをいれる場合が多い。

### 古文書の年次比定

古文書を読む上で、この花押と印判が重要なカギとなる。というのも、何かの節目で花押や印判を変えることがあるからである。信繁については、合計で八種類の花押が確認できる。花押を改めた契機がわかる場合もあれば、不明な場合もある。また前の花押から少し形を変えただけの場合もあれば、まったく別の形に変えることもある。人それぞれだが、花押型と印判の種類は、その文書がいつ出されたかを考える重要な手掛かりとなる。

戦国期の文書には年号が記されないものが多い。古文書のうち、何らかの権利を保証したり、裁判結果を通達するような文書は、後になってトラブルが生じた際に証拠文書として用いられるから、年号が記される。しかし日本の中世武家文書というのは、私的様式の文書を公文書に転用して形成されていった。ようするに書状を公文書に用いたのである。だから必ずしも年号が書かれるわけではないし、命令書や大名同士の外交文書であれば、そもそも年号を書くという習慣がない。

したがって、中世史研究において、最初にやらなければならない作業のひとつは、その文書が何年に出されたものかを考えることなのだ。これを年次比定という。その際、花押の変遷や印判の使用時期が、重要な手掛かりとなる。これに、文書の中で出てくる人名がいつ頃活躍した人物で、かつ何と呼ばれているか、記述されている事件は何かといったことを、他の古文書・古記録と照らし合わせ、何年に配置するのが適切かを考えていく。当然、軸となるのは年号が書かれている文書で、それより前か後かを考えることが、年次比定の第一歩となる。

年次比定には、関係文書すべてを集めるといふ地道な努力が必要である。ほとんどパズルのような作業で、ひとつの文書の年次比定が変わると、玉突き式で他の文書も一斉に変わる事が少なくない。そうになると、政治史そのものが一変する可能性が出てくる。

この作業を行うには、原本であるに越したことはない。案文あんもん（同時代に作られ、原本と同じ効力を認められた写）や写となると、花押の形が正確に書写されているかの確証が持てない。場合によっては、花押の代わりに「判」「在判」あいはんなどと書かれているものがある。ようするに、この場所に花押が書かれていたことだけを示した写である。こうした写は、年次比定を行うことが難しくなる。もともと、どのような検討を加える上でも、原本が望ましいこ

とは言うまでもないのだが。

なお、帝国大学文科大學史料編纂掛・東京大学史料編纂所が作成した写本には、おおまかにいうと「謄写本」と「影写本」の二種類がある。謄写本は、ただの写本。それに対し、影写本は文書の上に薄様紙を載せて字をなぞり、文字の形をそっくりそのまま再現したものである。慣例上、原本に準じて扱われる。影写本であれば、花押の変遷を追うには問題ない。

本書では、信繁発給文書を可能な限り年代比定してみた（章末の表参照）。その過程で、従来とはかなり位置づけが変わった文書もある。試論として、お読みいただければと思う。

### 古文書は誰が書いたか

博物館の展示を見学していると、古文書をみた一般の方が「織田信長ってこういう字を書くんだ」などと感想を述べる場面に遭遇することあがる。ただ残念ながら、多くの中世文書は右筆ゆうひつが書いたものである。

中世武家文書において、発給者が書き記すのは、花押だけと思っていた方がいい。自筆が皆無というわけではないが、発給者の実名まで右筆が書き記し、花押だけ求め

ることが一般的である。信繁の発給文書も、基本的に右筆書である。ただ、信繁の場合、関ヶ原で敗れ、九度山くどやまに配流されて以後の文書は自筆の可能性が高い。昌幸はなぜか右筆を連れて行かなかった節ふしがあり（後述）、また昌幸死後の信繁発給文書の筆跡はかなり独特で、相互に類似しているからである。正直にいうと、かなりの癖字である。

特徴のひとつが、「信繁」という署判である。信繁は「繁」字をかなり崩す癖があり、かつ下半分に花押を重ねてしまうことが多い。このため、写で伝わっている文書をみると、「信仍」「信妙」と誤写されているものがあり、また実名を「信為」「信賀」「信次」「信成」などと記す書物も多い。いずれも、「繁」字の上半分しか読めなかった結果である。

### 信繁は「幸村」と名乗ったのか

ここで問題となるのが、一般に知られる「幸村」という実名である。幸村と署判した文書として著名なものが、現在二点写の形で伝わっている。一点は『大鋒院殿御事蹟稿』、もう一点は『真武内伝附録』に書写されている。前者は「幸村」が信幸の家老である宮下藤右衛門尉えもんじょうに送った書状で、大坂冬の陣中の内通を讃えたもの。宮下藤右衛門尉は、大坂夏の陣後に信繁への内通疑惑で処刑されるから、それを裏づけるものとなる。後者は、大坂

夏の陣の討死直前に、九度山配流時に世話になつた高野山蓮華定院れんげじょういんに対し、落城の覚悟を伝えて太刀を送つたものである。

一見すると問題がなさそうな文書である。しかし実際の文面・様式を検討すると、信繁の時代の書状と位置づけるには、文言に違和感が多い。特に後者は、追伸を宛所の後に書いている。当時の書状は、文書の袖そで（右端）に余白をもうけて書き始めることが作法であつた。そのため、追伸おつてがき（「追而書」なおながき）というを書く場合は、袖の余白から書きはじめ、そこで終わらなければ本文の行間に少し小さな字で書くことが一般的であつた（それぞれ書き始める高さを本文と変えて一目でわかるようにする）。現存する信繁文書は、すべてその形をとっている。

そもそも、信繁は討死前日の五月六日に、「信繁」と署判（書写時に「信仍」「信妙」と誤写）した文書を出しており、討死前日まで信繁と称していたことを確認できる。近世真田氏は、大坂入城時に幸村へ改名したとしているが、事実には反するといえる。

花押型も問題である。平山優氏は、両文書の花押型を信之のそれに類似していると指摘するが、私見では信繁Ⅶ型花押を真似たものと思う。もっとも原田和彦氏によって、信之花押と信繁花押の類似が指摘されているから、どちらにも似ているというのは当然だ。



花押 I 型



花押 II 型



花押 III 型



花押 IV 型



花押 V 型



花押 VI 型



花押 VII 型



花押 VIII 型



幸村花押・朱印重捺

真田信繁花押型一覽

では、信繁Ⅶ型ならよいではないかというところ、そうはならない。信繁Ⅶ型の終見は慶長けいちやう一九年（一六二四）九月二〇日、つまり大坂入城の直前で、最後のⅧ型の初見は翌慶長二〇年三月一〇日である。したがって、この二通の間に「幸村」文書が入らねばならない。慶長一九年十一月一〇日付の前者はよいが、慶長二〇年五月二日付の後者は、Ⅷ型に花押を変えた後にⅦ型に戻したことになるが、花押型の変遷がおかしくなってしまう。二種類の花押を併用する人物は存在するが、Ⅷ型への花押変更の契機は大坂入城と考えるのが一番素直で、前者についてもⅦ型使用は違和感が大きい。

したがって、信繁は生涯一度も「幸村」と称したことはなかったと考える。

### 古文書の形

古文書を扱う際には、字面を追っていくだけでは十分ではない。様々な情報が、古文書には含まれている。

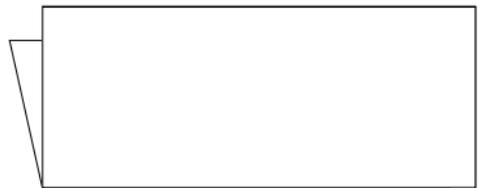
その第一は、紙（料紙りょうし）の形である。現在私たちが手に取る機会のある和紙は、書道で用いる「半紙」だろう。ただ、信繁が活躍した時代、このような形の紙は一般的ではなかった。

戦国期に漉かれた和紙は、おおむね縦三五センチ×横四五センチ前後であることが多い。現在でいえば、A3サイズより一回り大きい。漉いた和紙の上下左右を裁断して形を整えたものが全紙である。全紙のまま用いたものを「たてがみ 縦紙」という。これが、中世文書における基本的な紙の用い方である。

紙の上下左右にはそれぞれ独特の呼び名があり、上側を「天」、下側を「地」、右側を「袖」、左側を「奥」という。紙の裏側は「しはい 紙背」と呼び、特に袖の紙背は「はしうら 端裏」と呼ばれる。

前近代社会では、高級紙が贈答に用いられるほどで、ようするに無尽蔵にあるわけではない。時代が下るにつれ、文書によるやりとりはどんどん増加していくから、ある程度節約をする必要がある。

そうして生まれたのが、縦紙を横半分に分けて使った「おりがみ 折紙」である。折紙は、最初から折った状態で書き進め、奥まで書き終えたらそのまま左右にひっくり返して続きを書く。したがって折紙を開くと、上半分と下半分で文字の向きが逆さ、つまり鏡文字になる。このため、掛け軸にする際に、折り目で切って、向きを整えてしまうことがしばしばある。



折紙の折り方

豎紙よりも多くの文字が書けるため、折紙を使った文書は略式とみなされた。したがって本来は目下に出す命令書や、贈答品の目録やメモなど、用途が限定されていた。江戸時代に鑑定書に用いられたため、「折紙付き」という言葉が生まれている。

ただし、信長は折紙で書状を出すことが多く、それを秀吉が引き継いだため、豊臣政権期の書状には折紙が多い。したがって、信繁の書状にも折紙を用いたものが散見される。その場合、目下宛だから略式の折紙を用いたという本来のあり方と、書状に折紙を用いることが一般化したから折紙にしたという二種類の使われ方があるわけだ。

次に、紙を横半分に切って横長にしたものを「切紙きりがみ」と呼ぶ。これも、豎紙と比べて紙を節約した形となり、書状で多く用いられるようになる。なお、一枚の紙で書き終わらない場合は、糊で紙を継ぎ足していく。これを「続紙つづがみ」「継紙つぎがみ」と呼んでいる。信繁の書状にも、切紙・続紙のものが複数ある。ただ、元は折紙であったものを、下半分が白紙だからとして白紙部分を切って捨ててしまったり、鏡文字で見栄えが悪いからと続紙に直してしまふ場合があり、現状が切紙や続紙に見えるものには、本来折紙であったものが交ざっている。

もうひとつ、東国の大名・国衆が盛んに用いたものが「豎切紙たてきりがみ」である。これは豎紙を

縦に切って縦長にしたものとなる。東国では大名同士の外交書状として多く用いられた。また、年貢の請取状や通行手形など、使い捨ての証書類は堅切紙で済まされることが多い。明確な紙の節約といえるだろう。

紙の大きさにも意味がある。秀吉の朱印状は非常に大きく、縦四五センチ×横六五センチ前後にもなる。これで、天下人たる権威を示したのである。関ヶ原合戦に際し、徳川家康が真田信幸に「西軍」についての昌幸旧領を与えると約束した文書も、縦四六・五センチ×横六五・五センチの折紙であり、事実上の天下人たる自負が表れている。

いっぽう密書の場合は、小さな紙に記すことがある。これは多くの文書を一括携帯し、かつ敵に見つからないようにするために、特に小さなものを「小切紙」と呼んでいる。一〇センチ四方くらいの大きさとなる。

このように、文書の紙の使い方や寸法（法量ほうりょうという）からも、様々な情報を読み取ることができるといえる。こうした情報は、原本でないことと得ることが難しい。

なお、通常古文書は「封紙」（懸紙かけがみともいう）に収められて相手の元に送られた。封紙は一般的に、なかに収める本紙（文書本体）と同じ紙を用い、九〇度回転させて本紙を包む形をとる。表側の上部に送り先の名を、下側に差出の名を記す。これを「上書うわがき」「ウハ書」

という。封紙を折り畳んだ裏側には、差出の苗字・通称や所在を書き記す。これが「裏書」である。ただ私信などの場合は、封紙を省略し、本紙を畳んで外に出た部分、つまり端裏に「上書」「裏書」を書き記すこともある。

### 古文書に使われた紙

使われた紙にも様々な種類がある。中世後期では「楮紙」が基本である。楮の樹皮を原料としたもので、最も厚手で上質なものは「檀紙」と呼ばれた。秀吉の朱印状は「大高檀紙」と呼ばれる特殊な檀紙を用いており、これが江戸時代の將軍発給文書にも引き継がれる。上質紙は「引合」、一般的な紙は「杉原」などと呼ばれている。ただ時代によって、同じ名称でもどの紙を指すかが変遷したようである。信繁の発給文書には、いずれも楮紙が用いられている。

これに対し、雁皮を原料とした「斐紙」は高級紙として珍重された。手触りがすべすべとしていて光沢が出る点に特徴があり、楮紙とは墨の載り方が明らかに違う。上質のものは鳥の卵の殻のような色をしているから、「鳥ノ子」と呼ばれている。雁皮は現在でも栽培が困難で、かつ温暖な地域でなければ自生しないから、畿内・西国で流通した。東国大名

が斐紙を使うのは、有力寺社や他大名宛など、丁重な書状を送りたい場合に限られる。

このため、代用品として楮紙生産工程で紙を叩いて表面を滑らかにした打紙うちがみというものが使われた。筆者も体験したことがあるが、少し叩いただけでくたくたになってしまったし、何より均等に叩くのが難しい。相当労力を要する作業である。その甲斐あってか、上質の打紙は、斐紙との区別がなかなかつかない。

もうひとつ、三楹みつまたを用いた楹紙あしというものがある。やはり斐紙の代用品として、東国の大名が使用した。三楹は、文字通り木の枝が三つに分かれることからきた名称である。江戸時代に入ると楮紙と並んで和紙の代表格となり、現在に至る。なお、読者諸兄は楹紙を触ったことがあるはずだ。なぜならば、明治以来、日本の紙幣は三楹によって作られているからである。

最後に、宿紙しゆくしである。これは一度文字を書いた紙を溶かして、漉き返したものである。漉き返し紙だから、灰色のような色となる。天皇が出す綸旨りんじや、官位を与える際に出される口宣案くせんあんに用いられた。天皇が再生紙を使うとは意外だが、作成に手間のかかった紙ということで、貴重なものと考えられたのだろう。信繁も、任官時に口宣案を与えられている。簡単に触れた程度だが、和紙といっても多様である。どの紙を用いるのかにも、意味が

あるといえる。

## 古文書の伝来

ここまで、古文書の紙から読み取ることができている情報についてみてきた。しかし実は、史料として古文書を扱う場合、最も重要なのは「どのように伝来してきたか」ということである。これは、なかなか意識しづらい。「伝来」を考える必要性は多岐に亘るので、信繁文書に関わる話に限定して概説しておく。

そもそも、文書とはどのようなようにして残るものだろうか。ひとつは、偶然残されたというものがある。たとえば日記を書いたり経典を写す際、不要になった紙を反故紙ほんごしにして、その裏側に書くというケースがある。日記は重要なものだから丁寧に保存し、それに付随して破棄された文書が現在に残されたという形である。これを紙背文書しはいもんじょと呼ぶ。近年の古文書調査では、古い襖ふすまの補強材料を調べることが盛んに行われている。襖の下張りに、江戸明治の古文書が使われていることがあるからだ。これらは、破棄された文書だから、本来なら残りにくい日常生活に密着した史料であることが多い。

現在の生活を振り返って見ても、表彰状や卒業証書、子供の写真を収めたアルバムは残

すが、年賀状はしばらくすれば処分するといった選別を、日常的に行っているはずだ。古文書として現在に伝わる史料の多くは、その家にとって「重要なもの」と認識され、意図的に選別されて残された文書に偏っていることを考慮しなければならぬ。

つまりどのような形で文書が残されてきたかは、史料評価を行う上で視野にいれておかねばならない重要な情報なのだ。もちろん、たまたま蔵に積んだまま放置されたという理由で残された文書も多く存在するから、「偶然性」という要素も大きい。その場合でも、丁寧に軸装されて箱に収められている文書と、蔵に放置された文書とでは、その家にとつての意味がまったく異なるわけである。

信繁文書に関していえば、大坂冬の陣後、姉婿夫婦である小山田茂誠・村松殿に出した二通の書状が、「小山田家文書」の中でも特に重視された点に注目したい。信繁二五〇回忌である文久三年（一八六三）、小山田之堅ゆきかたはこの二通の書状を木版刷りにして、小山田一門に配布している（版木も現在に伝わっている）。幕末の小山田氏にとって、信繁との関係が、家の由緒を語る上でのアイデンティティになっていたことがわかる。同時に、信繁の文書が「貴重なもの」と認識されていたこともうかがえるだろう。つまり、古文書とは、どのようなままとまり、どのような形で保存されてきたかがわからなくなると、そこから読み取るこ

とのできる情報は大きく損なわれるといえる。この点、『真田家御事蹟稿』が、幕末段階の所蔵を示してくれていることの意味は大きい。

古文書のなかには、本来の伝来先から移動したものも存在する。信繁の出した文書にも、いくつか例がある。ことに近年は、相続に際して古書店に売却されてしまう事例が多い。これは相続税の問題が絡んでくるから、第三者が軽々に善し悪しを論ずべき話ではないが、売却後にばらばらになってしまうケースが多いことは、文化財を後世に伝えるという観点から憂慮すべき事態といえる。元のまとまりがわからなくなってしまうからである。

### 信繁文書の時期区分

それでは、信繁の出した文書は、現在どのような形で伝わっているのだろうか。筆者は、信繁の人生を四つの時期に区分したい。すなわち、**①少年期**、**②秀吉馬廻時代**、**③九度山配流期**、**④大坂の陣時代**である。発給文書は全一七点、受給文書は全五点。これに参考文書を加えて読み解いていく。発給文書のうち、原本が伝わっているのは九点だが、現在所在不明のものも多い。受給文書は、四点が「真田家文書」として現存している。

**①少年期**は元服前の信繁（弁丸）が人質として諸勢力の間を渡り歩いた時代で、**天正一〇**

年（一五八二）から同一三年にかけ、発給文書二点が残されている（花押型Ⅰ型）。

② 秀吉馬廻時代は、父昌幸が羽柴（豊臣）秀吉に臣従して大名となり、信繁自身も馬廻として取り立てられた時代である。天正一八年から慶長五年（一六〇〇）の関ヶ原合戦（第二次上田合戦）までという区分で、発給文書三点（花押型Ⅱ～Ⅳ型）、受給文書五点が残されている。ただし受給文書のうち、関ヶ原合戦に関するものは、舅である大谷吉継が出し、信繁自身に関する記載がある書状のみを取り上げる。石田三成から送られて来た二点（昌幸・信幸と連名宛）については、コラムで概要を述べるに留める。関ヶ原合戦時に「西軍」から昌幸に送られてきた書状は、信繁もすべて眼を通しているはずで、宛所に信繁の名が含まれている二点だけを取り上げても、あまり意味はないからである。

③ 九度山配流期は、慶長五年の関ヶ原合戦で「西軍」が敗れ、昌幸・信繁が高野山麓の九度山に配流となった時期の文書を取り上げる。慶長五年末から、慶長一九年九月までとなる。この時期の文書が一番多く、発給文書七点が残されている（花押型Ⅴ～Ⅶ型）。

④ 大坂の陣時代は、慶長一九年一〇月に信繁が大坂に入城し、慶長二〇年五月七日に討死するまでとなる。冬の陣に関する発給文書はなく、和睦後に出した書状三点と、夏の陣の道明寺の戦いで出した感状（戦功認定書）二点の合計五点となる（花押型Ⅷ型）。討死前日に

「信繁」署名の文書二点を出しているということは、前述したように信繁が「幸村」と改名した事実はないことを意味する点で重要である。

本書は、以上のように信繁文書を時期区分し、読み解いていくこととしたい。

番号	文書名	年月日	西暦	署判	宛所	形状	出典	刊本	備考
1	真田弁丸消息写	(天正10)	1582	弁	左衛門丞との (河原綱家)	豎紙カ	河原文書 (東大謄写)	『武田氏研究』 52号38頁	木曾より、 人質生活
2	真田弁丸判物	天正 13・6・28	1585	弁丸(花押Ⅰ)	諏方久三殿	折紙	諏訪家文書	『屋代城範圍確認 調査報告書』67頁	本領安堵
3	真田信繁判物	天正 18・8・10	1590	信繁(花押Ⅱ)	安中平三殿	折紙	信州古典研究所 所蔵文書	『信濃史料』 17巻165頁	名字宛行
4	真田信繁覚書写	(年未詳) 9・15		左衛門 信繁 (花押影Ⅲ)	関角左衛門(関口 角左衛門尉)殿参	稿	『左衛門佐君伝記 稿』	『信濃史料』 22巻173頁	伏見より、 知行地支配
5	真田信繁書状写	(年未詳) 3・29		左衛門佐信繁 (花押影Ⅳ)	原半兵衛(昌貞) 殿	稿	『左衛門佐君伝記 稿』	『信濃史料』 22巻172頁	知行地支配
6	真田信繁書状写	(慶長10) 3・25	1605	左衛門入信繁 (花押影Ⅴ)	河原右京助(綱 家)殿御報		河原文書 (東大謄写)	『大日本史料』 12編之19、 904頁	見舞謝絶
7	真田信繁書状写	(慶長16カ) 12・29	1611	左衛門佐御花押	池田長門(守(綱 重)殿		『左衛門佐君伝記 稿』	『信濃史料』 22巻174頁	火事見舞謝礼
8	真田信繁自筆書状	(年未詳) 6・17		真左衛門信繁 (花押Ⅵ)	蓮花定院様	続紙	蓮華定院文書	『信濃史料』 22巻172頁	腹痛のため 天野不参
	真田信繁代筆 真田昌幸書状	(慶長16カ) 3・25	1611	安房昌(花押)	豆州参(真田信之)	折紙	真田家文書	『信濃史料』 21巻49頁	大草臥者

17	16	15	14	13	12	11	10	9
真田信繁木片感状写	真田信繁木片感状写	真田信繁自筆書状	真田信繁書状写	真田信繁自筆消息	真田信繁自筆書状	真田信繁自筆書状	真田信繁自筆書状	真田信繁自筆書状
(慶長20・5・6)	(慶長20)5・6	(慶長20)3・10	(慶長20)2・10	(慶長20)1・24	(慶長19カ)9・20	(慶長19カ)2・8	極月晦日	(年未詳)6・23
1615	1615	1615	1615	1615	1614	1614		
真田左衛門佐信 (花押Ⅷ)	真田左衛門佐信 (花押Ⅷ)	真左衛門佐信繁 (花押Ⅷ)	真左衛門佐	さへもんのすけ	真左衛門佐信繁 (花押Ⅷ)	真好白信繁 (花押Ⅷ)	真左衛入信繁 (花押Ⅷ)	真好白信繁 (花押Ⅷ)
三好三郎助	青地牛助	小老岐様(小山田茂誠、同主膳殿(小山田之知)御報	石合十蔵(道定)殿	むらまつ(村松殿)まいる	(宛所裁断)	吉岐守(小山田茂誠)殿御報	木土佐守(木村綱成)殿□返報	左京殿参(西山左京カ)
木片	木片	続紙(元折紙カ)	竖紙カ	続紙(元折紙カ)	切紙	折紙	切紙カ	続紙
『武将文苑』(櫻池院・成慶院所蔵)	『可観小説』(金沢市立玉川図書館近世史料館所蔵)	真田宝物館所蔵 小山田家文書	石合家文書	真田宝物館所蔵 小山田家文書	長井彦助氏所蔵 文書	岡本文書(東大影写)	宮沢桂治郎氏所蔵文書	蓮華定院文書
93頁	『大日本史料』12編之1913頁	『信濃史料』22卷32頁	『信濃史料』22卷18頁	『信濃史料』22卷6頁	『信濃史料』22卷174頁	『信濃史料』22卷13頁	『信濃史料』22卷175頁	『信濃史料』22卷172頁
道明寺の戦い感状	道明寺の戦い感状	万事気遣いのみ	娘のすへを頼む	生き延びた報告	堪忍の様子報告	齒も抜け、髭も黒きはあまりなく	連歌への尻込み	焼酎依頼

番号	文書名	年月日	西暦	署判	宛所	形状	出典(刊本)	刊本	備考
1	真田信繁叙任口宣案 控書	文禄 3・11・2	1594 (烏丸光豊)奉	藏人右中弁	豊臣信繁	(竪紙)	『柳原家記録』	『真田氏一門と 家臣』10頁	従五位下左 衛門佐
2	豊臣政権奉行人連署 状	(文禄5) 1・18	1596	佐久間甚四郎正(花押)、 山城少兵衛一久(花押)、 伏屋小兵衛為長(花押)、 石尾与兵衛治一(花押)	真房州様、真豆州 様、同左衛門様 人々御中	折紙	真田家文書	『信濃史料』 17巻536頁	伏見城普請 役賦課
3	大谷吉継書状	(慶長5) 7・30	1600	白頭(敦綱)黒印	真安房守殿、左衛 門佐殿 人々御中	続紙	真田家文書	『信濃史料』 18巻434頁	大坂より、 妻子保護
4	石田三成書状	(慶長5) 8・5	1600	三成(花押)	真田房州、同豆 州、同左衛門介殿 人々御中	続紙	真田家文書	『信濃史料』 18巻444頁	信濃北部宛 行約束
5	石田三成書状	(慶長5) 8・10	1600	石治少三成(花押)	真田安房守殿、同 左衛門尉殿御報	続紙	浅野家文書	『信濃史料』 18巻454頁	甲斐・信濃宛 行約束、 大垣より

〔現代語訳〕

お手紙を頂戴しました。何よりも何よりも嬉しく思えばかりです。そこでそちら（真田郷）については落ち着いているということ、何よりも何よりも嬉しく思います。さて、私についても、近いうちに近いうちに帰ることができそうです（一部分読めず）。

御安心ください。

追伸：返す返すもお手紙かたじけなく存じます。何事も何事も帰り着いてから（お話をしましう）。かしく。

木曾より

元服前の信繁が出した平仮名書きの書状

本文書は東京大学史料編纂所架蔵膳写本「河原文書」に収められている。この膳写本は、幕末に河原綱徳（君山）が、真田氏関係の史料を編纂した『君山合偏』所収の写から転載したもので、原本の所在はまだ確認ができていない。他に、同じ河原綱徳が編纂した『大鋒院殿御事蹟稿』にも写が収められているが、「此御書姫君ノ内ナルヘシト言伝フ」とあり、女性の消息と考えられたようである。これは、本書状が平仮名書きであるためだろう。

したがって本史料そのものは、『大鋒院殿御事蹟稿』を翻刻した『新編信濃史料叢書』一七巻に収録されている。また、長野県の古代く近世初期文書の編年史料集である『信濃史料』二二巻の真田信繁死去記事でも、年未詳の関連文書として翻刻されている。ただし、差出の「弁」が見落とされ、宛所である「左衛門 丞」を信繁（左衛門佐）と誤解して収録されたものであった。つまり、今までも紹介はされてきたのだが、長年見落とされてきた文書であったのである。

「河原文書」をみる限り、差出人はあくまで「弁」であって、「左衛門丞との」は宛所である。そして本文書が「河原文書」として伝わっている以上、「左衛門丞」は河原氏当主河原左衛門尉綱家に比定することが自然だろう。

問題は、①差出人の「弁」は誰か、②なぜ平仮名書きなのか、③「きそより」とはどういうことか、④宛所の河原綱家の苗字が省略されているのは何故か、といった点であろう。以上を考える上で注目したいのが、信濃国衆木曾氏の家老山村氏の子孫が編纂した『木曾考』である。

同年秋 家康公上州へ出給ヒ、義昌ニ書ヲ賜フ、信州上田城主真田安房守弁之助

〈後ニ左衛門ト云、木會ニ質トシテアリ、佐久郡小県ノ諸士モ人質ヲ木會ニ置く、

天正一〇年(一五八二)八月、木會義昌は徳川家康に従属した。その時、木會義昌は佐久・小県郡国衆から人質を預かっており、その中に「真田安房守あわのかみ」の関係者「弁之助」がいたという。そしてその「弁之助」は、後に「左衛門」を名乗ったというのである。

真田安房守が昌幸を指すことはいまでもない(まだ上田城はできあがっていないが)。そして昌幸の関係者で、最初に「弁之助」、後に「左衛門」を名乗った人物といえ、幼名弁丸・官途名左衛門佐を称した信繁が該当する。つまり『木會考』によると、まだ弁丸を称していた当時の信繁は、天正一〇年八月の時点で、木會に人質として抑留されていたのだという。1号文書の「きそより」という記述は、それと合致する。

したがって、本書状は、弁丸(信繁)が木會に人質として抑留されていた際、河原綱家からの書状を受け取って、喜んで出した返事ということになる。まだ幼名「弁」を名乗っているのだから、元服時に行く「判始はんはじめ」の儀式を済ませておらず、花押を持っていなかったのだろう。平仮名書きなのも、子供が書いた書状だからである。

河原綱家の苗字が省略されているのは、綱家が信繁の祖母(明治六年に泰雲(運)院殿と追

号、恭雲院殿とされることが多いが誤読による）の甥、つまり親戚関係にあるためだろう。当時、一門同士で書状をやりとりする際には、苗字を省略することがしばしば行われた。

### 木會に人質として行った理由

では、弁丸（信繁）は、なぜ木會に人質に出されたのだろうか。真田昌幸が、木會義昌に従属したことはないから、人質を出す理由がない。

時計の針を、天正一〇年三月に武田氏が滅亡した時点に戻すことにしよう。武田氏滅亡後、真田昌幸は織田信長に降伏した。信長の命で、上野一國と信濃佐久・小県郡は、織田氏宿老滝川一益かすますが支配することとなり、一益は上野厩橋城まやばし（前橋市）に入城した。

真田昌幸の本拠真田郷は小県郡にある。また昌幸は武田勝頼から上野北部の利根郡とね（沼田領）・吾妻郡あがつま（岩櫃領）支配を任されていた。織田政権に降伏した際、沼田城・岩櫃城をはじめとする上野諸城を滝川一益に引き渡し、本拠真田郷に帰還したものと思われる。

その際、問題となるのが人質であった。元沼田藩士加沢平次左衛門かざわへいじざえもんが記した『加沢記』によると、信幸・信繁兄弟の姉村松殿むらまつどのが安土あづちに人質に出されたというが、事実ではないだろう。東信濃にせよ、上野にせよ、信長の居城安土からはあまりに遠国おんごくである。国衆たちは、滝川

一益に人質を出したものと思われる。つまり、厩橋城に集められたと考えるのが自然なのだ。ところが、六月二日に事態は急転する。本能寺の変により、織田信長・信忠父子が自害したからである。これを受け、今まで織田政権に従属し、上野から撤退していた北条氏政・氏直父子が織田政権を離叛した。北条氏直は上野に向けて進軍し、神流川かんながわの戦いで滝川一益に勝利を収めた。一益は上野防衛こうざいを断念し、本領伊勢長島への帰国を決断する。なお、これ以前に一益は、昌幸に沼田城を返還している。北条氏との決戦に備え、武田時代から北上野に強い影響力を有する真田昌幸を味方につなぎ止めておこうと思ったのだろう。昌幸は岩櫃城も奪還しており、これも平和裏に返還された可能性が高い。

しかし、北条氏直に大敗したとなると話は別である。敗走する一益を、佐久・小県の国衆が襲撃する危険があった。実際、北信濃川中島四郡から撤退した森長可ながよしは国衆一揆の攻撃を受け、甲斐支配を任されていた河尻秀隆かわじりひでたかに至っては、一揆に殺害されている。

身の危険を感じた一益は、敗走路となる佐久・小県の国衆に改めて人質提出を求めた。既に人質は徴集しているはずだから、念のためという形であろう。昌幸は、最初の人質として、生母河原氏を出していたようである。この時、弁丸（信繁）も人質に加わったのではないだろうか。

ところが、木曾領に入ったところ、予想だにしない事態が起きた。信長に寝返って武田氏滅亡のきつかけを作った木曾義昌が、滝川一益の軍勢通過を拒んだのである。木曾義昌は、信長から本領木曾郡の安堵を受けた他、信濃筑摩・安曇郡を与えられていた。したがって滝川勢は、佐久郡を出たところで足止めを受けてしまったことになる。

そこで一益は、木曾義昌に佐久・小県郡国衆の人質を引き渡すことを提案した。信濃におけるさらなる勢力拡大を狙う木曾義昌にとっては、魅力的な条件である。ただちに話ままとまり、一益は木曾領通過を許され、織田氏の本国である美濃に抜けることができた。

弁丸（信繁）と、河原氏が木曾義昌の人質となってしまったのは、このような事情があった。前述した『木曾考』の記事は、木曾義昌が「清須会議」で再建された織田政権の命を受け、徳川家康に従属した際のものである。したがって弁丸（信繁）は、少なくとも天正一〇年六月から八月にかけて、木曾で人質生活を送っていたことになる。

木曾義昌は、家康に従属した際に、徳川方の佐久郡国衆依田信蕃の人質を解放している。しかし、その他の人質についてはよくわからない。この時点では真田昌幸は北条氏直に従属しており、徳川氏に敵対していたから、その人質を帰してやる理由はない。

状況が変わったのは、天正一〇年九月に、昌幸が徳川家康に寝返ったことである。翌天

正一一年正月（東国で用いられた三島曆みしまごよみによる、京の曆では閏正月うるすげ）、昌幸が人質として生母河原氏を家康に差し出すという話が持ち上がった。その際、昌幸は木曾義昌に話を通す必要があると説明しているから、河原氏はまだ木曾に抑留されていたのだろう。当然、弁丸（信繁）も木曾にいた可能性が高い。

弁丸（信繁）の解放は、この人質替えのタイミングではないだろうか。徳川としては、真田からの人質については、河原氏ひとりで十分と考えたものと思われる。また、木曾義昌に佐久・小県郡国衆の人質を持たせ続けておいてよいことなどひとつもない。木曾氏の主家となった家康が反感を買うだけである。そこで弁丸は、帰国することができたと考えた。となれば、天正一〇年六月末から翌一一年正月までの八ヶ月強ということになる（三島曆では、天正一〇年一二月の後に閏一二月が入る）。

祖母河原氏とともに人質生活を余儀なくされていたからこそ、河原綱家から見舞い状が送られたのだろう。先述したように、河原綱家は彼女の甥にあたるからである。

### あどけない印象を受ける書状

さて、この書状はいつ出されたものなのだろう。弁丸（信繁）が「近いうちに近いうちに

帰ることができそうです」と述べていることからすると、木曾・真田両氏の関係が好転したタイミングと考えるのが妥当である。

真田昌幸は、「天正壬午しんごの乱」と呼ばれる、本能寺の変後の武田旧領争奪戦において（壬午は天正一〇年の干支）、上杉（六月）↓北条（七月）↓徳川（九月）と目まぐるしく主家を変えた。これは、その時々で、真田領を守り抜くにはどうすればよいかを考え抜いた末の選択である。

いっぽう木曾義昌は、七月後半に北条氏に接近するが、八月には織田政権の命令で徳川氏に従属している。したがって、木曾・真田両氏の関係が安定するのは、昌幸が徳川家康に従属した天正一〇年九月以降であろう。そうなれば、弁丸（信繁）が帰国の願望を抱いたとしても不思議ではない。また、六月に抑留されてから数ヶ月経過していたからこそ、故郷からの手紙を貰って無邪気に喜んでいいのではないか。さしあたり、天正一〇年末のものともみておきたい。

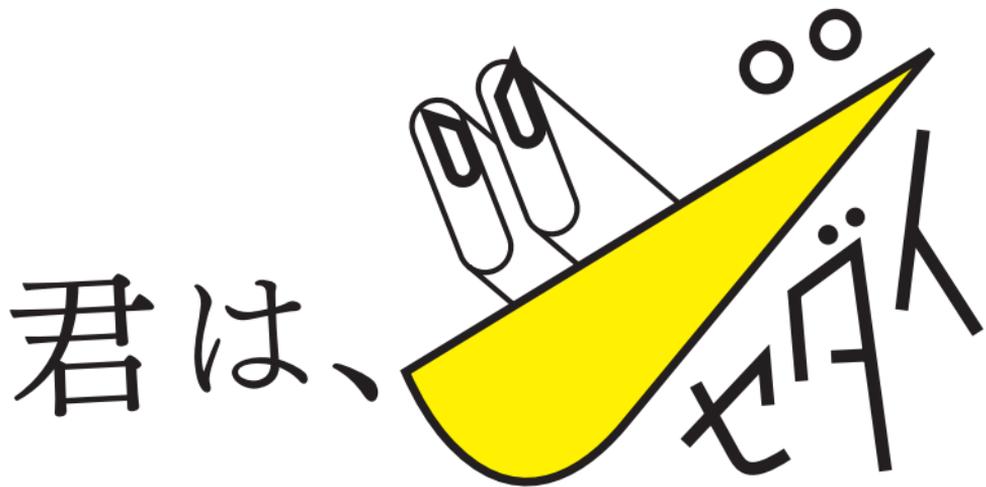
無邪気といったが、この書状の文面に注目してみたい。「く」という踊り字（繰り返し記号）が多用されている上、内容は皆無に等しい。非常にあどけない印象を受けるのは、筆者だけだろうか。

通説によれば、信繁は**①**永禄一〇年（一五六七）生まれとされる。これは河原綱徳編纂の『左衛門佐君伝記稿』に慶長二〇年（一六一五）大坂夏の陣討死時の享年四九とあるものを逆算した結果である。この通説に従えば、天正一〇年時の信繁の年齢は一六歳。数え年だから、満年齢に直せば一五歳くらいといったところか。現在でいえば中学三年生にあたるが、真田氏は国衆であるばかりか、昌幸は武田氏の宿老に列せられている。れっきとした武家なのだから、それなりの教育を受けていたはずだ。現代の視点からみても、高校受験を控えた中学生が書いた手紙に映るだろうか。この時の弁丸（信繁）は、もっと幼いように思う。

実は『左衛門佐君伝記稿』には、異説がふたつ収録されている。まず、真田氏菩提寺長谷寺（上田市真田町）の過去帳には、享年四六とあったという。これに従えば、生年は**②**元亀元年（一五七〇）となる。次に「蓮花定院書上」つまり高野山蓮華定院（真田氏菩提所）に伝わった覚書には、享年四四と記されていたという。逆算すれば、生年は**③**元亀三年（一五七二）となる。

**②**であれば、この時数え一三歳（満一二歳くらい）、**③**なら数え一一歳（満一〇歳くらい）となる。**③**であれば小学校中学年くらいとなり、さほど違和感を覚ええない。

ただ、これだけでは決定打にならない。次の文書を見てみよう。



君は、

ジセダイ

何と闘うか？

<http://ji-sedai.jp/>

「ジセダイ」は、20代以下の若者に向けた、**行動機会提案サイト**です。読む→考える→行動する。このサイクルを、困難な時代にあっても前向きに自分の人生を切り開いていこうとする次世代の人間に向けて提供し続けます。

メインコンテンツ

**ジセダイイベント**

著者に会える、同世代と話せるイベントを毎月開催中！ 行動機会提案サイトの真骨頂です！

**ジセダイ総研**

若手専門家による、事実に基いた、論点の明確な読み物を。「議論の始点」を供給するシンクタンク設立！

**星海社新書試し読み**

既刊・新刊を含む、すべての星海社新書が試し読み可能！

マーカー部分をクリックして、「ジセダイ」をチェック!!!

**行動せよ!!!**